

議会改革推進特別委員会会議要旨

開催日時：令和2年3月27日（金） 午前9時～

開催場所：第2委員会室

出席者：東郷 克己委員長、田中 陽介副委員長、荒川 泰宏委員、津村 俊二委員、
東郷 正明委員、橋 俊明委員、山本 剛委員

オブザーバー：岩井 智恵子議長、野並 享子副議長

協議事項：

(1) 議会改革推進特別委員会の今後の取り組みについて

市議会全体としての取り組み

- ・議会改革の目的として、情報公開、市民参加、機能強化、広報公聴のジャンルに分けて整理するとして、「議会力の向上」をあげたい。市議会全体として取り組みを何かやっていきたい。議会の評価につながり、ひいては市民福祉につながる。

議会改革のテーマについて

- ・情報公開、市民参加、機能強化、広報公聴のジャンルがあるが、どれか一つに絞って取り組む手法もある。定期的な委員会の開催を提案する。

議会機能の強化

- ・情報公開もある程度できているが、機能強化のジャンルで、タブレットの導入についても議論が必要となってくる。

広報・広聴機能の充実

- ・市民の声に賛成や反対のさまざまな意見ある際は、市議会だけの判断でなく、議決する前に、市民の意見を十分に聞いた上で、議決をしていった方が良い。広聴会の開催（大津市議会）
- ・色々な市民の方の意見を吸い上げるために、手法として住民投票、広聴会も考えられる。広聴機能を充実することが開かれた議会につながる。
- ・様々な判断をしているが、そもそも市民の声を十分に吸い上げているのだろうかという現状の把握からの問題意識がある。
- ・参加者が少ないことと特定の市民の方の参加であったことから議会報告会を廃止したが、このことを市民がどのようにとらえているか、また参加者を増やす手法も本委員会で研究していく必要がある。
- ・参加者が少ないことから市議会報告会を中止してきた。出前懇談会も回数的にも多くない。結果、市民の声を聞く機会が少なくなっている。広報広聴機能の充実が必要で、議会の活性化につながる。
- ・現状として出前懇談会のみで、申出があれば出かける仕組みであり、申出がなければ出前しない受け身の制度である。この制度は残しつつ、市議会としてこちらから出向いていく仕組みが必要ではないか。市民からの意見を聞く前に、情報公開・情報提供が必要である。
- ・出前懇談会の反省点として、市民への声かけ呼びかけと事前周知が弱かった。また参加者を集めることは大変難しくエネルギーが必要なことで、内容としても結論が先にわかっている議題であると参加者は増えることはなく、また参加者の発言として自由な意見が担保できる会議で

あるべき。

- ・出張委員会制度として、それぞれの委員会が全般的な報告会でなく、テーマと関連する相手方（団体）を絞った形で、市議会が出向いて報告会を開催する。
市政全般をテーマとする場合は、意見交換を主眼とした議会報告会もあり得る。
- ・市民スピーチ制度（犬山市議会）として、市民の方が議員の前で市政の現状・課題・要望を本会議場でスピーチし、議会として取り上げるかどうか検討する制度がある。
ターゲット（参加者）のニーズをとらえられていないことから、集客力が弱いことにつながっていると言える。
- ・より多くの市民意見を聞いて反映するために、市議会に求める何を求めているかアンケート調査してはどうか。

意見の要旨

- ・「市民の声を聴く」「市民の声を活かす」ための取り組みを検討していくことを委員間で確認した。手段として広聴会や出前懇談会等があり、来年度には何か実施できるようなことを目指して、今後進めていく。

（２）議長からの諮問について（会議スケジュール等について）

○議案質疑における一問一答方式の採用について

- ・本日は委員の皆さんで課題の共通認識をしたい。課題としてどのように認識しているか。
- ・実質的な議案審議は委員会付託されることから委員会で詳細質疑が行われるべきである。また手続き的にも、議会運営委員会において議案付託が承認されているにも関わらず、議案質疑が多く出ること自体に疑問がある。
- ・委員会付託するということは、当該委員会に審査を任せるということなので、本会議で一問一答方式による詳細質問することは委員会付託に意味がなく、逆に付託しない議案については詳細な質疑はあり得る。
- ・議案勉強会で質疑しようとする内容が絞れるので、本会議での議案質疑については現状のまままで問題ない。
- ・本会議での議案質疑については項目を区切って、実施すれば現状のままが良い。
- ・議案勉強会で十分に質疑し、説明を受け、理解を深めれば、本会議での一問一答方式による議案質疑は不要である。一問一答方式に変更すると時間配分も問題となる。
- ・一問一答方式については、市議会基本条例第9条を根拠規定としている。時代は変化し、市民が主役と言うならば、いかに市民にわかりやすく市議会が動いているかを観ていただくことが現在のスタンスであり、所属委員会の所管事項は質疑できない制約もあり、制限時間の中で一問一答方式による議案質疑を加えることはできる。
- ・質問項目数については質問する議員の能力の問題であり、必要により質問項目の制限を設けるということも考えられる。

意見の要旨

- ・市議会として委員会付託しているという意味合いをどうとらえるのか。
- ・現状の問題点としては、一括方式での議案質疑で質問項目が多い場合、聞いている側としてはわかりづらい。動画を見ている方も同じ思いだと思う。
- ・議案質疑における一問一答方式の採用については、手段であって目的ではなく、現状として何が課題なのかを掘り下げた上で検討していきたい。

○議場等への通信機器等の持ち込み及び傍聴人の受付について

傍聴人携帯持込不可

- ・会議録や映像配信についても暫時休憩の間は削除している。一方、傍聴人が暫時休憩も継続して録音していた場合、それをどこかに流されるケースも考えられることから傍聴人は携帯電話は持ち込むべきでない。

傍聴人携帯持込可

- ・傍聴人はマナーモードで持ち込み可。ただし、撮影については、傍聴人が傍聴人を撮影するケースも考えられることから不可とする方が良い。
- ・本会議の生中継を配信しているが、暫時休憩の間は配信していない現状である。これに対して、暫時休憩の間において傍聴人の撮影を認めるのか気になる点である。
- ・傍聴人の通信機器の持ち込みは、マナーモードで可とし、音を発することは不可。撮影については、動画・静止画とも許可制度が必要。(マスコミも含む。)
- ・撮影許可するにしてもアップした時点で、世界中に発信していることとなり、さまざまなところで録画されているケースもあることを念頭に置き検討していく必要がある
- ・現状として病院の医療機器への影響から電源を切るケースがあるのみで、他は個人のマナーによる使用の制限となっている。
- ・確かにマナーの問題であるが、同じ認識で守られるかどうかの問題である。現状として各個人の認識の違いからこのように何らかの制約が必要ではとの検討事項となっている。
- ・議場にタブレットを持ち込む時代に携帯機器の持ち込み制限は難しい。また緊急時の対応のためメール受信の機能は維持したままが良いのではないか。
- ・平成25年で削除した経過として、同時(生)配信しているということは、各家庭でスマホ録画でき、配信することができることから、議場が持ち込み等不可で、自宅で映像を見て録画することができ、アップすることができることもあるので、削除された経過がある。

議員携帯持込不可

- ・議員にあっては議案審議が最優先であり、携帯電話は不要であり、暫時休憩時に対応できるため議場には持ち込むべきでない。
- ・議員にあっては議場に持ち込んでも使用することはほとんどないことから、持ち込み不可

としたほうが良い。

議員携帯持込可

- ・傍聴人及び議員にあっても、携帯電話についてはマナーモードとし、持ち込み可。メール受信はできるようにしておく。
- ・議員についてはマナーモード又は電源を切って持ち込みは可。ただし会議中の使用は禁止。休憩中にメールを確認するのは可。撮影は許可制度による。

傍聴人受付

- ・受付は通常不要であるが、今回のコロナウイルス感染症などの非常時のケースを考えると必要ではないか。
- ・実施しなければならない事情がある場合は、受付を実施すれば良い。
- ・傍聴人の受付には、危機管理の観点から最低限の受付として氏名のみ記入しておくべき。
- ・今回のコロナウイルス感染症のケースもあるが、個人情報であるので記名しない方が良い。
- ・傍聴に際してハードルは設けるべきではないと思うが、名前の記入程度で良い。
- ・傍聴人に対して受付簿を設置し、あとは傍聴人本人さんの判断によることとしては。

暫時休憩時の対応

- ・本会議の暫時休憩時の録音・撮影について複数の委員から問題提起があり、傍聴人に関して撮影はだめだとか、撮影するにしても許可制度が必要であろう。(休憩時を含む。)
- ・傍聴人は暫時休憩の間の本会議場の様子を見ることができて、配信映像を見ている市民は暫時休憩の間の様子を見られないことに疑問を感じる。
- ・暫時休憩中であるかどうかは関係なく、公人としてふさわしい言動が求められている。録画映像の編集は不要で、配信映像で言動が悪い議員が誰なのか市民に明らかになり、市民が評価することとなる。

その他

- ・報道機関についても撮影許可制度の規定がなく、慣例上議長口述の中で処理している。傍聴人の撮影について規定がないことが問題である。
- ・前回の定例会において特定の傍聴人が携帯電話を使用しているように市長が指摘されたが、現行の規則からは認めていることとなり、別途市長にも伝えた。
- ・本会議の中で慣例として議長口述で報道機関に対して撮影について認めている。一方、傍聴人に対しては何の制約も規定もない状態であることから、現行の傍聴規則に問題がある。
- ・報道機関も含めて傍聴人となるが、そこには立場の違いがある。傍聴人に報道機関を含む注釈も必要であることから報道機関への対応も検討していく必要がある。

- ・本会議の暫時休憩中は同時（生）配信を中断していることは理由があって中断しているの
であって、そのあたりも調査してほしい。

意見の要旨

- ・通信機器の持ち込みについては、何が問題なのか整理する必要がある。
議員の持ち込み及び傍聴人の持ち込みと使用について、3点目に傍聴人の受付について
起こりうる問題点を整理し、調査・再度検討する。

(3) その他

○市民からの要望事項について

- ・目的に即しての手法として必要であれば要望事項を検討していけばよい。
- ・目的が明確でない。今すぐに結論を出せるものではない。会派で検討したい。
- ・要望項目の中で、5月定例会に必要な条例改正を提案することは物理的に不可能である。
1から5については検討すべき事項である。
- ・「正常な議会運営についてのお願い」とあり、議論のテーブルにあげているが、現状の制
度としての請願等の制度に沿った要望ではない。

議員報酬

- ・重要な課題であるので時間をかけて検討が必要である。議員報酬にあってはもともと月額
35万円であった。すでに議決した事項であることも考慮すべき。
- ・議員報酬は引き上げるべきではない考えである。
- ・議員報酬にあってはすでに議決事項であるので蒸し返しの議論はいかがかと思う
- ・報酬を上げたので、また事件等の発生により、政務活動費を廃止すべきである。

通年議会

- ・通年議会については今後研究していくべき課題である。即刻結論を出す必要はない。
- ・通年議会は早急に取り組む課題でない。モニター制度については人選にも課題がある。

条例の検証

- ・市民主役の時代に即した議会とするため市議会基本条例及び政治倫理条例については随
時見直しが必要である。
 - ・市議会基本条例及び政治倫理条例については検証が必要である。
 - ・基本条例及び政治倫理条例については、具体的な改正箇所は現在のところはない。
 - ・基本条例等の検証については市民の声を聞いていく取り組みと関わってくる。
-
- ・5項目目の市民の意見を十分に聞くということは、先程の議論・確認事項として進める上
で取り入れていくべき事項である。
-
- ・要望事項の中で優先事項を付けて、取捨選択した上で進めていくこと及び議会基本条例か
ら検証の取り組みしていくことが確認をされた。

4. その他

- ・ 議案審議の流れの中で、執行部から議案説明会において議案の説明を受け、再度各常任委員会で議案説明を受けている。これを省略（縮小）することにより、各常任委員会で質疑の時間が増え、充実した議案審査ができるので検討いただきたい。